

第 25 回環境社会配慮諮問委員会における検討課題への対応(ポイント版)

1. サプライチェーン多元化支援事業の対応

- ・経済産業省及び AMEICC(日 ASEAN 経済産業協力委員会)と改めて協議したところ、ジェットロは事務局であって、実施主体ではないという見解。
- ・ガイドライン第 II 部に、ジェットロは環境社会配慮に取り組むだけでなく、他機関の環境社会配慮の取組を支援することについて記載あり。AMEICC は環境社会配慮ガイドラインを有していないため、ジェットロのガイドラインを AMEICC に共有しアドバイスすることでその取組を支援する。
- ・同事業の募集要項には、ジェットロは事務局であることを分かり易く記載する。

2. 諮問委員会の名称、体制

- ・「助言委員会」に名称変更するのではなく、「諮問委員会」の名称を維持し、諮問委員会の下に「助言分科会」を設置する。
- ・助言分科会は、カテゴリ分けを行うと共に、カテゴリ A に分類された事業に対して助言を行う。

3. ジェトロの実施体制

- ・環境レビューの実施に伴い、事務手続きが増えることを踏まえ、環境社会配慮審査役のもとに、担当者を新たに 2 名配置し、環境社会配慮審査役を支える体制を強化する。

4. ガイドライン改定版の一部修正

- ・第 25 回諮問委員会における議論及び事後に委員から事務局に連絡のあった意見を踏まえ、ガイドライン改定案を一部修正(黄色網掛け箇所参照)。

5. ガイドライン実務手順書

- ・環境社会配慮の取組、進め方・手続き、環境レビューにおける助言分科会との連絡フロー、諮問委員会及び助言分科会の開催概要などのガイドラインの運用にかかる実務手順について記載。環境レビューで必要となる各種様式も添付。
- ・第 26 回諮問委員会後、事務局作成の手順書案への意見を踏まえ、ガイドライン運用開始までに仕上げる。

以上